

令和 7 年 9 月 9 日

令和 7 年第 2 回登米市議会定例会
9 月定期議会 提案理由説明書

登米市議会
議員 番

諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	ひ の こ 日野 みち子
住 所	登米市登米町
職 業	無職

諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	し が たかし 志賀 尚
住 所	登米市豊里町
職 業	無職

諮 問 第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	こん まさお 金 正男
住 所	登米市石越町
職 業	無職

同 意 第 5 号	監査委員選任につき同意を求めることについて
-----------	-----------------------

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、監査委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏 名	おのでら ちしき 小野寺 智
住 所	岩手県一関市花泉町
職 業	会社員

報 告 第 19 号	継続費精算報告について
------------	-------------

本件は、令和 6 年度登米市一般会計予算の継続費に係る事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を調製したので、議会に報告するものであります。

報 告 第 20 号	令和 4 年度及び令和 5 年度登米市健全化判断比率の修正の報告について
------------	--------------------------------------

本件は、令和 4 年度及び令和 5 年度決算に基づく登米市健全化判断比率のうち、実質公債費比率の修正について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 21 号	令和 6 年度登米市健全化判断比率の報告について
------------	--------------------------

本件は、令和 6 年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 22 号	令和 6 年度登米市資金不足比率の報告について
------------	-------------------------

本件は、令和 6 年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 23 号	令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）に係る専決処分 の報告について
------------	---

本件は、令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 24 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告につ いて
------------	------------------------------------

本件は、営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 25 号	放棄した債権の報告について
------------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第 1 項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報 告 第 26 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報 告 第 27 号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人の経営状況について、議会に報告するものであります。

議案第61号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第4号）
議案第62号	令和7年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第63号	令和7年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第64号	令和7年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第65号	令和7年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第66号	令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）

本案は、議案第61号令和7年度登米市一般会計補正予算（第4号）から議案第66号令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第2号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,512万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ507億4,859万6千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、介護保険特別会計への繰出金492万3千円、給食センター管理運営事業569万円などを減額する一方、ふるさと応援寄附金事業853万7千円、公共施設等維持補修基金などの積立金1億6,653万1千円、放課後児童健全育成事業731万3千円などを増額して計上しております。

歳入では、都市構造再編集中支援事業補助金2億1,459万4千円、財政調整基金繰入金4億1,095万円を減額する一方、介護保険特別会計など特別会計繰入金5,241万9千円、市債2億2,360万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加2件、地方債補正として変更2件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う繰出金1,130万5千円などを増額し、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金1,604万2千円などを増額、介護保険特別会計の歳出では、介護保険事業財政調整基金積立金4,882万1千円などを増額して計上しております。

企業会計については、下水道事業会計で、管路整備事業において1億890万円を増額し、処理施設整備事業で同額を減額するほか、債務負担行為補正として変更1件を計上しております。

病院事業会計では、資本的収入3億1,566万円、資本的支出1,738万8千円を増額するほか、債務負担行為1件、企業債補正として追加1件を計上しております。

議案第67号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が令和7年6月4日に公布及び施行されたことに伴い、選挙運動用ビラの作成に要する経費等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表10ページ）

議案第68号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------------

本案は、異常な自然現象や大規模な事故等による重大な災害現場において、緊急消防援助隊等として被災地に派遣され活動する消防職員に対して、特殊勤務手当（消防業務手当）を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表12ページ）

議案第69号	登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
--------	--

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）の交付に伴い、引用条項の条ずれなど所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表15ページ）

議案第70号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化基準に適合した基幹業務システムへの移行に伴い、実装される住登外者宛名番号管理機能を利用する事務を個人番号の独自利用事務として必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表17ページ）

議案第71号	令和7年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
--------	----------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた修学一時金の不納欠損処理により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号	令和6年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和6年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和6年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和6年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和6年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和6年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和6年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第8号	令和6年度登米市下水道事業会計決算認定について
認定第9号	令和6年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第10号	令和6年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、令和6年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第67号関係

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第3条 （略） （選挙運動用自動車の使用の公費の支払） 第4条 （略） （1） （略） （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、<u>それぞれ次に定める金額</u> ア～ウ （略） （選挙運動用自動車の使用の契約の指定） 第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが<u>締結</u>されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。 第6条・第7条 （略） （選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めると	第1条～第3条 （略） （選挙運動用自動車の使用の公費の支払） 第4条 （略） （1） （略） （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、<u>それぞれに</u> 定める金額 ア～ウ （略） （選挙運動用自動車の使用の契約の指定） 第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが<u>契約</u>されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。 第6条・第7条 （略） （選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めると

ころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

第 9 条・第 10 条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 11 条 (略)

2 選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価は、586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

第 12 条 (略)

ころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

第 9 条・第 10 条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 11 条 (略)

2 選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価は、541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

第 12 条 (略)

議案第68号関係

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (消防業務手当) 第5条 消防業務手当は、職員（給与条例別表第2に定める消防職給料表の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1) (略) (2) 特殊災害、決壊、冠水、雪崩、落石、土砂、建築物等の崩壊その他これらに類する災害_____ が発生した箇所において行う被災者の捜索、救急及び救助業務 (3) 救助業務(前号に係るものを除く。) (4) <u>消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき出動して行う業務であって次に掲げるもの</u> ア <u>消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）として出動して行う、同法第44条第1項に規定する消防の応援等</u> イ <u>消防組織法第39条第2項の規定による協定に基づき県内の他の地方公共団体の区域に出動して行う消防の応援（県外から当該区域に緊急消防援助隊が出動した場合に限る。）</u> 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) (3) 前項第3号の業務 業務に従事した回数1回につき200円_____	第1条～第4条 (略) (消防業務手当) 第5条 消防業務手当は、職員（給与条例別表第2に定める消防職給料表の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1) (略) (2) 特殊災害、決壊、冠水、雪崩、落石、土砂、建築物等の崩壊その他これらに類する災害(次項において「特殊災害等」という。) が発生した箇所において行う被災者の捜索<u>及び救急業務</u> (3) 救助業務_____ 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) (3) 前項第3号の業務 業務に従事した回数1回につき200円。<u>ただ</u>

(4) <u>前項第4号の業務</u> 業務に従事した日1日につき1,080円。ただし、<u>同号の業務が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大がなされたときまでの間における当該区域と同一地域を含む。）で行われた場合は、業務に従事した日1日につき2,160円</u> 3 <u>同一の日において、第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる業務のうち、2以上の業務に従事したときは、最も高い額の手当を支給する。</u> (災害応急作業等派遣手当) 第6条 <u>災害応急作業等派遣手当は、職員（給与条例別表第2に定める消防職給料表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）が大規模な災害が発生した他の地方公共団体の区域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害に係る作業に従事したときに支給</u>	<u>し、特殊災害等が発生した箇所で行われた業務にあつては、業務に従事した日1日につき840円</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、第1項各号の業務が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）で行われた場合における同項の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,680円とする。</u> 4 <u>同一の日において、第2項第1号及び第2号に掲げる業務に従事した場合には同号に掲げる業務に係る手当を、同項第1号及び第3号ただし書に掲げる業務に従事した場合には同号ただし書に掲げる業務に係る手当を、同項第2号及び第3号ただし書に掲げる業務に従事した場合には同号ただし書に掲げる業務に係る手当を、同項第1号、第2号及び第3号ただし書に掲げる業務に従事した場合には同項第2号及び第3号ただし書に掲げる業務に係る手当を支給しない。</u> (災害応急作業等派遣手当) 第6条 <u>災害応急作業等派遣手当は、職員</u> が大規模な災害が発生した他の地方公共団体の区域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害に係る作業に従事したときに支給
--	--

する。ただし、災害発生地域の地方公共団体から当該作業に対する給与その他の給付を受ける職員を除く。 2 (略) 第7条～第9条 (略)	する。ただし、災害発生地域の地方公共団体から当該作業に対する給与その他の給付を受ける職員を除く。 2 (略) 第7条～第9条 (略)
---	---

議案第69号関係

登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第3条 (略) (園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号<u> </u>）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。 第5条・第6条 (略) (野外劇場及び野外音楽堂) 第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければな	第1条～第3条 (略) (園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。<u>以下「省令」という。</u>）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。 第5条・第6条 (略) (野外劇場及び野外音楽堂) 第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければな

らない。

(1) 出入口は、第5条第1号の基準に適合するものであること。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第8条～第14条 (略)

らない。

(1) 出入口は、第5条第1項第1号の基準に適合するものであること。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第8条～第14条 (略)

議案第70号関係

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条～第3条 （略） （個人番号の利用範囲） 第4条 （略） 2・3 （略） 4 市の機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、 <u>住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が備える住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> 5 第2項の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。 第5条 （略） 別表第1 （第4条関係）		第1条～第3条 （略） （個人番号の利用範囲） 第4条 （略） 2・3 （略） 4 第2項の規定による特定個人情報の利用が <u>できる</u> 場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。 第5条 （略） 別表第1 （第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

2 市長	登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第117号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	登米市障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長		
		(略)
		<u>住民基本台帳法による住民票の記載事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 市長		
		(略)

2 市長	登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第117号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	登米市障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長		
		(略)
		<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の記載事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
2 市長		
		(略)

		<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付に関する情報（以下「残留邦人情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
3 市長		
(略)		
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付に関する情報（以下「残留邦人情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
3 市長		
(略)		
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報_____

		であって規則で定めるもの

(略)		
4 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>残留邦人情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>残留邦人情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>特別児童扶養手当等の支給に関</u>

(略)		
		<u>残留邦人情報であって規則で定めるもの</u>

	する法律による受給資格に関する情報であつて規則で定めるもの	
--	-------------------------------	--